

福島県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
1710070		富岡	トミオカ	1	双葉郡富岡町	福島県	相馬双葉		○			S26.11.14	H2.7.2	
1710090		小浜	オハマ	1	いわき市	福島県	いわき市		◎			S26.11.14	S26.11.14	
1720005		釣師浜	ツルシハマ	2	相馬郡新地町	福島県	相馬双葉		◎			S28.5.28	S28.5.28	
1720007		真野川	マノガワ	2	南相馬市	福島県	相馬双葉		○			S28.5.28	H18.1.1	
1720010		久之浜	ヒサノハマ	2	いわき市	福島県	いわき市		○			S26.7.10	S32.5.14	
1720015		四倉	ヨツクラ	2	いわき市	福島県	いわき市		○	○		S26.7.10	H14.3.5	
1720020		豊間	トヨマ	2	いわき市	福島県	いわき市		◎			S26.7.10	S30.7.20	
1720030		勿来	ナコソ	2	いわき市	福島県	いわき市		○			S26.7.10	H10.1.27	
1730010		松川浦	マツカワウラ	3	相馬市	福島県	相馬双葉		○	○		S26.7.10	H8.3.5	
1730015		請戸	ウケド	3	双葉郡浪江町	福島県	相馬双葉		○			S26.7.10	S60.4.24	

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。